

# 消費者スマイル基金ニュース（第55号）

## ●第12回助成先決定のお知らせ！

このたび、皆様から頂戴したご寄付と会費をもとに、第12回助成事業の募集を行い、助成先と助成金額について下記の通り決定いたしました。今回は11件295万円の助成となります。

団体名	区分	助成金額(円)	相手方の業種
消費者支援機構関西	被害回復(1審)	500,000	イベント開催
消費者支援ネット北海道	被害回復(裁判外)	250,000	通信販売
消費者機構日本	被害回復(裁判外)	250,000	少額決済
消費者支援かながわ	差止請求(1審)	300,000	不用品回収
消費者支援ネットワークいしかわ	差止請求(控訴審)	150,000	貸衣装
消費者支援群馬ひまわりの会	差止請求(1審)	300,000	ペット生命保険等
埼玉消費者被害をなくす会	差止請求(1審)	300,000	レスキュー商法
大分県消費者問題ネットワーク	差止請求(1審)	300,000	家庭教師派遣
消費者支援ネットくまもと	差止請求(裁判外)	200,000	起業スクール
消費者被害防止ネットワーク東海	差止請求(裁判外)	200,000	ウォーターサーバー
消費者ネットおかやま	差止請求(裁判外)	200,000	通販定期購入
合計		2,950,000	

詳しくは、下記消費者スマイル基金のホームページ（助成事業ページ）をご覧ください。

<https://www.smile-fund.jp/subsidy/>

## ●第7回通常総会及び助成事業報告会のご案内（一次）

第7回通常総会と助成授業報告会を下記日時で行います。内容等詳細は、あらためてご案内しますが、とりあえず日程のみご予約をお願いします。

- 日時 2023年11月14日（火）17時15分～18時15分【第7回通常総会】  
18時30分～20時00分【助成事業報告会】

- 会場 主婦会館プラザエフ5階 会議室 ※ハイブリッドで開催します。

## ●8月中の寄付のお願い

当基金は、現在、本年10月施行の改正消費者裁判手続特例法で法定された消費者団体訴訟制度支援法人の認定を目指して準備を行っているところですが、この間コロナ禍を契機として寄付金の額が減少し、なかなか回復の兆しがみえないところです。

行政から事業を受託した結果、収支はととのっておりますが、今後、支援法人としての業務を行うことを考えると、助成事業については基本的に寄付金で賄うという、本来の姿に近づけていくことが急務となっています。また、寄付金が少ないままでは、認定 NPO 法人の認定更新にも支障をきたす可能性が生じます。

つきましては、あらためまして、当基金の 2022 年度中（2023 年 8 月 31 日）までのご寄付をお願い申し上げます。ご寄付は、引き続き（特定）適格消費者団体及び適格認定をめざす団体等への助成に活用いたしますので、下記要領にて、どうかよろしく申し上げます。

添付寄付申込書をご記入、送付の上、下記いずれかの口座にお振込みくださいますようお願いいたします。

銀行名：ゆうちょ銀行

〇一九（ゼロイチキュウ）店（019） 当座 0587920

口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

銀行名：三菱 UFJ 銀行

麹町支店 616 普通 0311226

口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 寄付金口

\*確定申告の際に必要な寄付金受領証は、来年 1 月下旬にお送りいたします。

## ●新事務局長の紹介

7 月 20 日開催の第 5 回理事会の議を経て、下記の者を事務局長に任命しましたので、ご紹介いたします。引き続き、ご指導・ご支援くださいますよう、よろしく申し上げます。

磯辺 浩一 （62 才） 元消費者機構日本専務理事

2022 年 6 月より消費者スマイル基金兼任事務局

2023 年 6 月より消費者スマイル基金専任事務局

---

【連絡先】認定NPO法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-5216-6036

e-mail [consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp](mailto:consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp) URL <http://www.smile-fund.jp/>

---



NPO法人  
消費者スマイル基金